

第2部 少子化社会対策の具体的実施状況

第1章 若者の自立とたくましい子どもの育ち

第1節 若者の就労支援に取り組む

1 学校段階から職場定着に至るまでの総合的・継続的なキャリア形成・就職支援策

2004（平成16）年12月の「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」を踏まえ、2005（平成17）年度から、政府では、中学校を中心とした5日間以上の職場体験を「キャリア・スタート・ウィーク」として実施するとともに、それを支える地域の協力体制を構築するなど、キャリア教育の一層の推進を図っている。

企業人等を講師として小中高校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義等に関して生徒に理解させるとともに、生徒に短期間の企業での就業体験をさせ、自らの適性と職業の関わり等について考える契機とさせる「ジュニア・インターンシップ」を実施している。

大学等の高等教育機関においても、社会の様々な分野で活躍することのできる人材を養成するため、各大学等においても、学生の職業観の涵養のため、インターンシップの導入に取り組んでいる。

若年者向けの実践的な教育・職業能力開発の仕組みとして、新たに、企業実習と教育・職業訓練を並行して実施することにより若者を一人前の職業人に育てる「実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）」を推進している。

2 就職経路の複線化に対応した多様な就職システムの整備

年間20万人のフリーターの常用雇用化を目指し、各種対策を最大限効果的かつ効率的に実施した結果、約22万5千人（速報値）の常用雇用を実現したところである。2006（平成18）年度においては、その目標を25万人まで引き上げ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施する「若年者トライアル雇用事業」を引き続き実施するなど、就職支援の充実強化を図っている。様々な要因により働く自信をなくした若者に対して、就労等へと導く若者自立塾を2005（平成17）年度から設置している。2006（平成18）年度においては、25団体において支援を行っている。

3 能力を軸としたマッチングを可能とする若年労働市場の基盤の整備

企業の求める人材ニーズを把握し、IT、技術経営（MOT）等の専門分野における能力評価基準の策定や、それに対応したカリキュラム・教材の開発、実証研修等を実施することにより、雇用のミスマッチの解消など、若年労働市場の整備を図っている。

2004年度から、事務・営業の職種について、企業が若年者に求めている就職基礎能力及びそれらを身に付けるための講座や試験を示すとともに、講座を修了又は試験に合格等した若年者に対し、申請に応じて証明書を発行するYES-プログラムを展開している。

4 若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）の整備

地方自治体と産業界、学校等の連携の下、若者に一貫した雇用関連サービスを提供する「若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）」を都道府県の主体的取組により整備しており、2005（平成17）年度は、全国46都道府県（95か所）にジョブカフェが設置された。

第2節 奨学金の充実を図る

1 日本学生支援機構奨学金事業の充実

奨学金事業については、これまでも学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするため、毎年充実を図っており、2005（平成17）年度においては、事業費全体で、対前年度比約7万人増の103万4千人の学生等に対して、690億円増の7,510億円の奨学金を貸与した。

第3節 体験を通じ豊かな人間性を育成する

1 豊かな人間性を育むための奉仕活動・体験活動の推進

2005（平成17）年度から、子どもから大人、高齢者までの幅広い年代にわたって、地域の多様な分野におけるボランティア活動の全国展開を行う機会を提供する「地域ボランティア活動推進事業」を実施している。

2005（平成17）年度からは、ひきこもりなどの青年が社会体験に参加することを支援する事業や、子どもが主体的に考える過程を重視した自然体験や生活体験等の体験活動の機会を提供する事業を、2006（平成18）年度からは、いわゆるニートなどの悩みを抱える青少年に対する体験活動の機会を提供する事業を実施している。

子どもたちが農業・農村に親しみを感じる機会を充実するため、全国的な体験学習の推進体制づくり、ウェブサイトで受け入れ先情報の提供（「農業体験学習ネット」）、モデル地区の設置のほか、身近な水辺環境の活用や修学旅行等を通じた学校内外における農業・農村体験学習を推進している。

子どもの身近な遊び場としての役割が求められる都市公園については、子どもの身近で安全な遊び場として歩いて行ける範囲の公園整備を推進するとともに、各種運動施設や遊戯施設等を有し、手軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる総合的な公園などの整備を行っている。

第4節 子どもの学びを支援する

公立学校教育に対する国民の多様な要請に応え、信頼される学校づくりを一層進めるためには、保護者や地域住民の意向が学校運営により的確に反映されることが重要である。このため、2004年度に導入された「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」では、学校運営協議会が、校長が作成する教育課程の編成など、学校運営の基本的な方針について承認する、教職員の任用に関して、任命権者である教育委員会に意見を述べる等の権限を有しており、この制度を通じて、地域に関かれ、信頼される学校づくりが進むことが期待される。

第2章 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

第1節 企業等におけるもう一段の取組を推進する

1 一般事業主による次世代育成支援対策に関する取組の推進

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備等を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、その旨の届出を行うことが義務づけられており、また、300人以下の事業主に対しても、同様の努力義務が課せられており、事業主に対し、効果的な計画の策定・実施が行われるよう支援している。

2 ファミリー・フレンドリー企業の普及促進

仕事と育児・介護とが両立できるさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業の普及を促進するため、ファミリー・フレンドリー企業表彰（厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞）を実施している。また、企業における「仕事と家庭の両立のしやすさ」が診断できる両立指標について、ファミリー・フレンドリー・サイトによる普及を図り、各企業における自主的な取組を促進している。

第2節 育児休業制度等についての取組を推進する

1 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実

育児休業制度等をより利用しやすい仕組みとするため、育児・介護休業法（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号））の改正を行ったところであり、2005（平成17）年4月より施行され、改正内容を踏まえた就業規則等が整備され、育児休業の制度等が企業において定着し、その利用が一層促進されるよう、周知・徹底を図っている。

2 子育てをしながら働きやすい雇用環境の整備

中小企業子育て支援助成金及び両立支援レベルアップ助成金の支給により、仕事と育児との両立を容易に図ることのできる雇用環境の整備に取り組む事業主を支援している。また、育児や介護等を行う労働者の仕事と家庭の両立を支援するため、育児、介護等の各種サービスに関する相談に応じるとともに、地域の保育サービス情報等を電話やインターネットにより提供している。

第3節 男性の子育て参加促進のための父親プログラム等を普及する

2005（平成17）年より、男性の育児休業取得を促進するなど、男性の育児参加を可能とするような職場作りに向けたモデル的な取組を行う事業主に対して助成することにより、男性の育児参加を支援している。

第4節 労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る

1 労働時間対策

近年、労働時間の長い者と短い者の割合が共に増加する、いわゆる「労働時間分布の長短二極化」

の進展、年次有給休暇の取得率の低下傾向などの新たな課題が発生している。これらを踏まえ、第163回特別国会において、時短促進法を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改正し、2006（平成18）年4月1日から施行したところである。

フレックスタイム制等の弾力的労働時間制度については、労働者がその生活と仕事の都合との調和を図りながら効率的に働くことを可能とするものとして、制度の周知などによる普及促進を図っている。

2 「多様就業型ワークシェアリング」の普及

個人の生活設計に応じた柔軟で多様な働き方を選択できる「多様就業型ワークシェアリング」の導入を促進するために、2003（平成15）年度より「多様就業型ワークシェアリング導入モデル事業」を3か年実施するとともに、2005（平成17）年度には、「制度導入マニュアル」を作成し、制度の周知・普及促進を図っている。

3 ライフスタイルに応じた多様な働き方の推進

パートタイム労働者は近年著しく増加し、2005（平成17）年には、1,266万人と、雇用者総数の約4分の1を占めるまでになっている。2003（平成15）年8月に、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成5年法律第76号）に基づく指針（「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」）の改正を行い、就業の実態や正社員との均衡等を考慮して処遇するとの考え方を具体的に示すとともに、正社員への転換に関する条件の整備、労使の話し合いの促進のための措置の実施等、新たな措置を講ずるよう努めることを示した（2003年8月25日厚生労働省告示、10月1日施行。）

4 テレワークの推進

事業主と雇用関係にある者が、情報通信機器を活用し、労働時間の全部又は一部について自宅で業務に従事する勤務形態である在宅勤務について、導入・運用ガイドブックの作成やシンポジウムの開催等を通じた普及促進のための事業を実施しているほか、在宅勤務の適切な労務管理の在り方、テレワークシステム構築時及び運用時における情報セキュリティ上の対策をそれぞれ示したガイドラインについて、事業主等への周知・啓発を図っている。その他、SOHO事業者に対する支援活動の周知等に取り組んでいる。

5 公務員の働き方の見直し

国家公務員の勤務時間制度の在り方について検討するため、2003（平成15）年10月に「多様な勤務形態に関する研究会」が立ち上げられ、2005（平成17）年7月に、最終報告として「勤務時間の弾力化・多様化への提言」が提出された。これを受け、同年8月、国会及び内閣に対し、人事院としては1日4時間勤務や周3時間勤務等の勤務形態の型を示している。また、育児を行う職員の早出遅出勤務について、2006年3月、小学校就学前の子の養育に加え、放課後児童クラブの保育時間後の子の出迎えも対象とするよう改正を行った（2006年4月1日施行）。

地方公務員については、一般的に公務の世界に多様な働き方を導入するため、「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第85号）により、任期付短時間勤務職員制度を創設し、制度の周知を図っている。

6 農山漁村での両立支援

子育て支援体制の整備が遅れている農山漁村において、地域ぐるみで子育てをサポートする環境づくりの推進、女性の子育てと農林水産業活動等の両立及び経営参画への総合的な支援をするため、託児機能や加工・研修機能等を備える施設の整備等を推進している。

第5節 妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める

男女雇用機会均等法（昭和47年法律第113号）においては、事業主が、妊娠し、出産し、産前産後休業を取得したことを理由として、女性労働者を解雇することを禁止しており、同法に違反する事業主に対し、指導を行い、是正を図っている。

さらに、男女雇用機会均等法等の改正法案の2006（平成18）年6月の成立・公布により、妊娠・出産等を理由とする解雇の禁止から不利益な取扱いの禁止への拡大等が、2007（平成19）年4月から施行される予定である。

第6節 再就職等を促進する

2006（平成18）年度から、マザーズハローワークを全国12か所に設置しながら早期の就職を希望している方等に対してきめ細かな就職支援を実施している。さらに、育児、介護等のために退職し、将来再就職を希望する者に対し、キャリアコンサルタント等による相談の実施等、マザーズハローワークと連携して再就職の促進を図っている。

第3章 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解

第1節 乳幼児とふれあう機会の充実等を図る

児童館等の公的施設を活用し、児童の健全な育成のための取組を推進し、将来の子育てに関する貴重な予備体験を通じて育児不安の防止や虐待の予防につながるものとして2003（平成15）年度から「児童ふれあい交流促進事業」を実施している。

第2節 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める

「夫婦で共同した子育てをする」ことなどについて盛り込んだ、子育てのヒント集としての家庭教育手帳等を作成し、乳幼児及び小・中学生を持つ親に配布している。また、子育て中の父親の役割等について学習する集いの開催など、父親の家庭教育への参加を促進する取組の支援を行うとともに、将来親となる中・高校生を対象とした子育て理解講座を開設しており、若いうちから家庭教育についての理解を深める取組を推進している。

第3節 安心して子どもを産み、育てることができる社会の形成についての理解を進める

2004年（平成16）年度から、学識経験者及び子育て団体関係者等によるシンポジウム等を通じて、少子化社会の課題をとともに考え、各地域における子育て支援の取組の促進と機運の醸成を図るため、「少子化を考える国民の集い」を実施しているが、2005年度では、全国6か所（京都府、青森県、熊本県、愛知県、徳島県、三重県）で実施した。

政府の少子化対策の説明、有識者の基調講演、地方行政の責任者や地域の子育て支援関係者等によるパネルディスカッション、会場との質疑応答が行われ、少子化対策の課題や今後の方向を皆で考える機会となった。

第4章 子育ての新たな支え合いと連帯

第1節 就学前の児童の教育・保育を充実する

1 待機児童ゼロ作戦

2001（平成13）年7月に閣議決定された「仕事と子育ての両立支援策の方針について」に盛り込まれた「待機児童ゼロ作戦」に基づき、保育所、保育ママ、幼稚園による預かり保育等を活用し、平成14年度からの3年間で目標を上回る約15.6万人の受入児童数の拡大を達成した。2004（平成16）年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」に基づき、2005（平成17）年度から2007（平成19年度）までの3年間で集中的に受け入れ児童数の増大を図るとともに、「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成15年法律第121号）により、2005（平成17）年4月1日において待機児童が50人以上いる市区町村（94市区町村）は、2005年度までに策定した保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を基に、待機児童の計画的な解消を図ることとしている。

2 多様なニーズに合わせた保育サービス

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育及び夜間保育や送迎保育ステーション事業についても、引き続き推進を図っている。

幼稚園の通常の教育時間（4時間）の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する者を対象に行われる「預かり保育」を実施する幼稚園に対して支援を行っている。

3 幼稚園と保育所の連携等と認定こども園

幼稚園と保育所については、地域や保護者の多様なニーズに応じた設置・運営が求められており、1998（平成10）年以降、施設の共用化、資格の併有促進等の連携を図っている。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）等を踏まえ実施することとされた「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」（認定こども園）については、2006（平成18）年6月9日に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が成立し、2006年10月から施行される。この法律では、幼稚園、保育所等のうち、

就学前の子どもに教育・保育を提供する機能（保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能）

地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供などを行う機能）

を備える施設について、都道府県が「認定こども園」として認定する仕組みを設けるとともに、各般の特例措置を講ずることとしている。

4 幼稚園及び保育所の自己評価・外部評価と情報提供の推進

幼稚園については、「幼稚園設置基準」を改正し、2002（平成14）年4月から、自己点検評価及びその結果の公表に努めるとともに、積極的な情報提供を行っている。

保育所については、児童の視点に立ったサービスの向上を目指し第三者評価事業を推進している。2004（平成16）年5月には、第三者評価事業の推進体制や評価基準の指針を定め、評価基準の指針について、2005（平成17）年5月に通知を発出し、周知を図った。

5 事業所内託児施設の設置の推進

労働者のための託児施設を事業所内に設置・運営及び増築等を行う事業主または事業主団体に、その費用の2分の1について事業所内託児施設助成金を支給することにより、事業主の取組を支援している。

第2節 放課後対策を充実する

1 放課後児童クラブ

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、小学校に就学している概ね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものを対象に、放課後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とする事業であり、2005（平成17）年5月1日時点において、放課後児童クラブ数は、全国で15,184か所、登録児童数は65万4,823人となっている。この事業については、これまでも積極的に設置を進めてきた。

2 地域子ども教室推進事業

心身ともにたくましい次世代を担う子どもたちを社会全体で育むために、2004（平成16）年度から3か年計画で緊急かつ計画的に、安全で安心して活動できる子どもたちの活動拠点（居場所）を支援する「地域子ども教室推進事業」を展開している。具体的には、地域の大人の協力を得て、放課後や週末等を活用し、全国の学校・公民館・児童館などで、さまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を行っている。

第3節 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る

1 地域における子育て支援サービスの推進

2004（平成16）年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」においては、地域における子育て支援の拠点の整備を2009（平成21）年度までに6,000か所を実施することを数値目標とするとともに、すべての子育て家庭が気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができることを、目指すべき社会の姿として掲げている。

2002（平成14）年度から、概ね3歳未満の乳幼児とその親が気軽に集まり、相談、情報交換、交流ができる「つどいの広場」事業を実施している。「つどいの広場」については、NPOをはじめとする多様な主体により運営されており、余裕教室等公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗などを活用した、身近な場所での設置が進められている（2005年度には全国で488か所となっており、地域子育て支援センターとあわせて3,655か所となっている）。

幼稚園における相談活動や未就園児の親子登園、園庭・園舎の開放、通常の教育時間の前後などに行う「預かり保育」などの子育て支援を推進している。

商店街の空き店舗を活用して、地域社会において子育て支援や高齢者向けの交流拠点等の機能を担うコミュニティ施設を設置することにより、空き店舗の解消と少子高齢化社会への対応を図り、商店街に賑わいを創出することで商店街の活性化を図るための施策を講じた。

2 地域における子育て支援のネットワークづくり

一時保育やつどいの広場事業、NPO等の民間団体が実施する子育て支援事業を始めとする地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握し、利用者への情報提供、ケースマネジメントおよび利用援助等を行う子育て支援に関するコーディネート業務については、改正児童福祉法(平成15年法律第121号)により、2005(平成17)年度から市町村の責務として位置づけられることとなった。これにより、市町村におけるサービス供給体制の整備が推進されることが期待されている。

2004(平成16)年度からは、友人のような関係で子育て相談に応じる存在としてこれまで全国的に配置されてきた「子育てサポーター」の資質向上を図る「子育てサポーターリーダー」の養成を行い、子育てに関する相談体制の充実を図っている。さらに、2005年度からは、子育てサポーターリーダーが悩みを抱える家庭を訪問し、育児相談や情報提供を行う訪問型の家庭教育支援を実施している。

乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進を行っており、2005(平成17)年度は437か所で実施されている。

第4節 家庭教育の支援に取り組む

1 家庭教育に関する学習機会や情報の提供

乳幼児健診や就学時健診など多くの親が参加する機会を利用し、子どもの発達段階に応じた子育て講座を開設するほか、将来親となる中・高校生に対して子育てに関する理解を深める講座を開設するなど、家庭教育に関する学習機会の提供を一層充実している。

2 地域や社会全体で家庭教育を支える環境の整備

子育て中の親の身近な相談相手となる「子育てサポーター」の相互連携の促進や情報交換の機会の提供などに資するため、より広域的に活動する子育てサポーターリーダーを養成し、地域における相談体制の一層の充実を図っている。さらに、2005(平成17)年度からは、子育てに対して不安や悩みを持ちながら孤立しがちな親などが、身近な子育て情報を入手できるよう、携帯電話やパソコンなどのITを活用した先進的な家庭教育支援の取組を推進している。

3 子どもの基本的な生活習慣の育成

「早寝早起き」や朝食をとるなど子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するため、2006(平成18)年度から、新たに、生活リズム向上に関する普及啓発活動や先進的な実践活動等の調査研究や全国フォーラム等を行っている。

第5節 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する

高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う高齢者活用子育て支援事業を実施している。

第6節 児童虐待防止対策を推進する

1 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、2000（平成12）年11月20日の「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」）施行以降、さまざまな施策が推進され、さらに2004（平成16）年には、児童虐待防止法及び児童福祉法の2つの法律が改正され、制度的な対応についても充実が図られている。しかしながら、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件が後を絶たず、早急に取り組むべき社会全体で早急に解決すべき重要な課題である。

2 児童虐待防止対策の取組状況

虐待の発生予防から早期発見・早期対応、さらには虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の整備、充実のための取組を進めている。

また、2004（平成16）年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」や2006（平成18）年6月に少子化社会対策会議において決定された「新しい少子化対策について」を踏まえ、児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会（児童虐待死の撲滅）等の実現を目指し、今後ともより積極的に施策を推進していくこととしている。

3 児童虐待防止に向けた広報啓発の取組

2004（平成16）年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、関係府省庁や地方自治体、関係団体等と連携した集中的な広報・啓発活動を実施しており、2005（平成17）年度においては、月間標語の公募・決定、全国フォーラムの開催（11月22日～23日）等や各種媒体（テレビ、新聞、雑誌等）による広報啓発などを行ったところである。

4 今後の児童家庭相談体制の在り方に関する検討等の取組

「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」を2005年2月から開催し、この間、検討を進め、報告書を2006年4月に取りまとめた。また、2004年10月に設置した「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の第1次報告（2005年4月）に続き、第2次報告〔平成16年中に死亡事例として厚生労働省が把握した53事例等を対象〕を2006年3月に取りまとめたほか、2005年度より、学校等における児童虐待防止に関する国内外の先進的取組について調査研究を実施し、2006（平成18）年6月に報告書を取りまとめたところである。

第7節 特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する

1 母子家庭等の自立支援

「子ども・子育て応援プラン」では、今後5年間を目標として、母子家庭等就業・自立支援センターを全都道府県・指定都市・中核市に設置すること、地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講し、修了した母子家庭の母に対し、その経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業

を全都道府県・市等で実施すること等を目標として定め、母子家庭等の総合的な自立に向けた支援を推進していくこととしており、2005（平成17）年度より、児童扶養手当受給者の自立促進を図っていく母子自立支援プログラム策定事業を実施している。

2 障害児及びその家族への支援

児童思春期におけるこころの健康づくり対策として、児童相談所等で児童思春期の専門相談を実施するほか、障害のある児童につき、施設等に短期間の入所をさせ、必要な保護を行う「短期入所」を行っている。

3 小児慢性特定疾患対策

小児慢性疾患のうち、小児がん等特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることから医療費の自己負担分の一部を補助する小児慢性特定疾患治療研究事業を実施している。

第8節 行政サービスの一元化を推進する

地方自治体においては、妊娠、出産から子どもの健全な育ちにかかわる多様なニーズや、児童虐待などの深刻な問題に的確に対応するため、子ども関連施策を担当する部署の横断的連携や、窓口、情報の一本化など、行政サービスの一元化について先進的に取り組む例がみられる。

第9節 小児医療体制を充実する

小児救急医療体制の整備については、一般の救急医療の場合と同様に、初期（主として外来医療「かかりつけ医」）、二次（入院が必要な重症患者に対応）、三次（救命救急センター）の体系に沿い、地域ごとの実情に応じた機能分化と連携に配慮した体制の整備を図るとの方針の下、二次医療圏単位で当番制等により小児救急対応が可能な病院を確保する「小児救急医療支援事業」の実施や、二次医療圏単位での体制の構築が困難な地域において、複数の二次医療圏ごとに小児救急患者を受け入れる「小児救急医療拠点病院」の整備、また救命救急センターにおいて小児の重症救急患者を専門的に管理する「小児救急専門病床確保事業」を創設するなど、全国的な体制の整備に取り組んでいる。

第10節 子どもの健康を支援する

1 「食育」の推進

2005（平成17）年7月から施行された食育基本法において、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものとして、総合的かつ計画的にこれを推進することが求められている。2006（平成18）年3月には、食育基本法に基づき、食育推進会議（会長 内閣総理大臣）において、2006年度から2010（平成22）年度までの5年間を対象とした食育推進基本計画（以下「基本計画」という。）が決定された。基本計画においては、家庭、学校、保育所、地域等における食育の推進について定めたほか、毎年6月を「食育月間」と定め、さらに毎月19日を「食育の日」とするなど、様々な取組が行われている。

2 子どもの事故予防のための調査研究

2004（平成16）年度厚生労働科学研究において、子どもの事故の実態とその予防策について検討し、その成果として取りまとめられた「子どもの事故予防のための市町村活動マニュアル」について、各自治体等に対して情報提供を行った。

3 子どもの心の健康支援

「子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成に関する検討会」（2005（平成17）年3月から開催）において、子どもの心の診療に携わることのできる専門の医師の養成に係る具体的方法について検討を進めている。

4 性に関する健全な意識の涵養

学校における性教育は、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に応じて性に関する科学的知識や命の大切さを理解させるとともに、これに基づいた行動がとれるようにすることをねらいとしており、体育科、保健体育科、特別活動、道徳等を中心に学校教育活動全体を通じて、指導することとしている。

第11節 妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する

1 「いいお産」の普及

安全で快適な満足できる「いいお産」について、産婦人科医や助産師等の関係者と妊婦が共通の理解を持つことができるよう、妊産婦健康診査等様々な機会をとらえて働きかけを行っている。また、子ども・子育て応援プランにおいても、母乳育児の割合を増加傾向にするという目標を盛り込んでいる。

2 周産期医療ネットワークの整備

リスクの高い妊産婦や新生児に適切な医療を提供するための、一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制である周産期医療ネットワークの整備を行っている。さらに、地域の産科医不足も課題となっていることから、地域において、安全、安心な周産期医療の確保を図るため、2005（平成17）年度より実施期間を3年とする「周産期医療施設のオープン病院化モデル事業」を実施している。

第12節 不妊治療への支援等に取り組む

1 不妊治療における体制整備と支援の在り方に関する検討

体外受精及び顕微授精は経済的な負担が大きいことから、2004（平成16）年度から、次世代育成支援の一環として、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助成し、従来の相談事業と併せて総合的な支援対策を講じている。

2 「不妊専門相談センター」の整備

地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している。

第13節 良質な住宅・居住環境の確保を図る

住宅金融公庫の証券化支援事業等による住宅取得の支援をはじめ、特定優良賃貸住宅制度や都市再生機構における民間供給支援型賃貸住宅制度により良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進する。また、新規に建築される公共賃貸住宅はバリアフリーを標準仕様としている。

子育て世帯については、入居者の選考に際し事業主体である地方自治体の判断により優先入居の取り扱いを行っており、2006（平成18）年2月には、小学校就学前の子どもがいる世帯について、入居収入基準を緩和した。都市機構賃貸住宅においては新規募集時における当選率の優遇措置を行っている。

大規模な公共賃貸住宅団地の建替えに際し保育所等の一体的整備を原則化し、また、市街地再開発事業等において施設建築物内に保育所等を導入した場合の補助や保育所等に関する容積率制限の緩和等を行っている。

都心における職住近接により子育て世帯を支援するため、既存オフィス等のファミリー向け賃貸住宅への転用をはじめとする都市型住宅の供給を促進している。

子どもの健康への影響を考慮し、シックハウス対策に係る調査研究を進めるとともに、シックハウス症候群に関する学校関係者の理解の一層の促進等、学校におけるシックハウス対策を推進している。

第14節 子育てバリアフリーなどを推進する

1 ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

国土交通省では、子どもから高齢者までのすべての世代や外国人を対象に想定し「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方で、公共交通機関や主な駅周辺等の歩行空間、病院等の不特定多数の方が利用する建築物等に関するバリアフリー施策を総点検し、今後の社会資本整備、公共交通行政分野における取組方針を「ユニバーサルデザイン政策大綱」として2005（平成17）年7月に公表している。今後、本大綱に基づき、子どもから高齢者までのすべての人々が安心して生活できるよう、公共施設等のバリアフリー環境の整備を一層推進していくこととしている。

2 建築物におけるバリアフリー化の推進

「ハートビル法」が、1994（平成6）年9月に施行され、建築物におけるバリアフリー化の推進が図られてきた。また、妊産婦や児童・乳幼児を含む高齢者・障害者等に配慮した建築空間、設備等によるバリアフリー対応については、「高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準」により促進されており、たとえば、乳幼児連れの人が利用する施設に対する、乳幼児用いす、乳幼児専用ベッド、授乳のためのスペース、または多機能便房の設置等があげられる。

3 公共交通機関のバリアフリー化の推進

2000（平成12）年11月、「交通バリアフリー法」が施行され、移動円滑化の意義・目標、公共交通事業者等が講ずべき措置、市町村が作成する基本構想の指針等を定める移動円滑化の促進に関する基本方針（平成12年国家公安委員会、運輸省、建設省、自治省告示第1号）が策定された。これらを踏まえ、旅客施設における段差の解消、多機能トイレ（おむつ交換シート等）の設置や乗

合バス車両におけるノンステップバス、リフト付バス、路面電車における低床式車両（LRV）の導入等が進められている。

4 都市公園、河川空間等のバリアフリー化の推進

歩いて行ける身近な場所等において、妊婦、子ども及び子ども連れの人をはじめ、すべての人々の健康運動や遊びの場、休息、交流の場等となる都市公園を計画的に整備するとともに、園路や便所、休憩所等の公園施設のバリアフリー化を推進する。

河川の近隣に病院や福祉施設などが立地している地区等において、水辺にアプローチしやすいよう、スロープや手摺り付きの階段、緩傾斜堤の整備等バリアフリー化対策を実施し、高齢者、障害者、子ども等を含むすべての人々が安心して河川を訪れ、憩い親しめる河川空間を創造する。

5 子育てバリアフリーの情報提供

妊産婦や乳幼児を持つ子育て家庭が地域において安心して生活できる子育て環境を整備するため、妊産婦、子どもや子育て中の親子が外出や社会活動を困難にしているような障壁がないかを点検・確認し、これを反映させた子育てバリアフリーのまちづくりに関する基本計画を策定する際の支援を行っている。

6 子育てを支援する道路交通環境の整備

妊婦、子ども及び子ども連れの人などが安全にかつ安心して通行することができるよう、死傷事故発生割合の高い住居系地区又は商業系地区で、その外縁を幹線道路が構成する地区796か所を「あんしん歩行エリア」として指定し、都道府県公安委員会による信号機、光ビーコン等、道路管理者による歩道、ランプ（道路上の凸型施設）、クランク（ジグザグ蛇行）等の整備等を重点的に実施し、生活道路における歩行空間の整備及び通過交通の進入や速度の抑制に努めている。

7 遊び場の安全対策の推進

2004（平成16）年4月2日に発生した大阪府住宅供給公社の団地内における回転式遊具の事故に伴い、指針に即した遊具の安全点検及び安全確保を促すとともに、児童福祉施設等に設置している遊具についても、安全確保の一層の徹底を各施設管理者へ呼びかけている。

8 建築物の安全対策の推進

2004（平成16）年3月に発生した東京都六本木ヒルズの自動回転ドアにおける死亡事故に関し、同年6月に「ガイドライン」を取りまとめ、翌年8月に「自動回転ドア - 安全性」について規定した日本工業規格（JIS A 4721）を制定した。また、2006（平成18）年6月に発生した東京都港区のエレベーターにおける死亡事故に関し、エレベーターの安全装置の見直し等を検討しており、安全な生活環境づくりという観点も含め、建築物等の事故防止を図っている。

9 子どもを犯罪等の被害から守るための取組の推進

2005（平成17）年12月には、内閣官房を事務局とする関係10省庁による連絡会議において、「犯罪から子どもを守るための対策」を取りまとめたほか、2006（平成18）年6月には、「子ども安全・安心加速化プラン」が犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議において報告・了承され

た。これらに基づき、子どもを対象とする犯罪の取締りや通学時間帯における通学路等のパトロール活動を強化するとともに、防犯ボランティアや母親クラブ等によるパトロール活動、「子ども110番の家」への支援を推進している。

10 「安全・安心まちづくり」の推進

2002（平成14）年11月に設置した防犯まちづくり関係省庁協議会において取りまとめた「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」（2003年7月）の着実な実施を図ることなどにより、防犯に配慮した犯罪の発生しにくい公共施設等の整備・管理の普及を促進し、併せて住宅についても犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくい「安全・安心まちづくり」を推進している。

第15節 児童手当の充実を図り、税制の在り方の検討を深める

1 児童手当の充実

児童手当制度は、1972（昭和47）年に発足し、以降、数度にわたり充実が図られており、2006（平成18）年4月には、急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策の一環として、児童手当法（昭和46年法律第73号）が改正され、所得制限の緩和とともに、支給対象年齢が、小学校第3学年修了前から、小学校修了前（12歳到達後最初の年度末）までに引き上げられた。

2 税制の在り方に関する検討

政府税制調査会は、2005（平成17）年6月に、個人所得課税に関して論点整理を行っている。具体的には、子どもの扶養を担税力の減殺要因ととらえて所得控除によって対処してきたものを、政策的に子育てを支援するとの見地から、税制において、財政的支援という意味合いが強い税額控除という形態を採ることも考えられ、今後も少子化対策全体の議論の中で、他の政策手段との関係、諸外国の事例も踏まえ、引き続き検討を深めていく必要があるとされている。

3 年金制度における次世代育成支援措置

2004（平成16）年6月に成立した国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号）では、年金制度における次世代育成支援措置を拡充する観点から、2005（平成17）年4月より、

育児休業中の保険料免除措置について、子が3歳に達するまでの間に延長する

子が3歳に達するまでの間、勤務時間の短縮等により標準報酬月額が低下した場合、保険料は実際に低下した賃金に基づいて算定する一方、将来の年金額を算定する際には、従前の標準報酬月額に基づいて算定する

育児休業等を終了した者が、復帰後育児等を理由に報酬が低下した場合には、育児休業終了後3か月間の報酬月額を基に標準報酬月額を改定する措置を講じることとした。

少子化社会対策関係予算の概要（平成17年度及び平成18年度）

（単位：百万円）

重点課題別項目		17年度	18年度	対前年度増減額
1. 若者の自立とたくましい子どもの育ち	若者の就労支援に取り組む	44,192	45,023	831
	奨学金の充実を図る	115,089	113,398	- 1,691
	体験を通じ豊かな人間性を育成する	19,561	16,795	- 2,766
	子どもの学びを支援する	9,107	8,382	- 725
小 計		187,949	183,598	- 4,351
2. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	企業等におけるもう一段の取組を推進する	192	263	71
	育児休業制度等についての取組を推進する	93,984	103,366	9,382
	労働時間の短縮等仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図る	2,445	3,077	632
	妊娠・出産しても安心して働き続けられる職場環境の整備を進める	553	485	- 68
	再就職等を促進する	1,257	2,155	898
	小 計	98,431	109,346	10,915
3. 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解	乳幼児とふれあう機会の充実等を図る	370	401	31
	生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を進める	239	0	- 239
	安心して子どもを産み、育てることができる社会の形成についての理解を進める	45	72	27
小 計		654	473	- 181
4. 子育ての新たな支え合いと連帯	就学前の児童の教育・保育を充実する	312,145	330,630	18,485
	放課後対策を充実する	10,438	12,090	1,652
	地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る	10,619	13,663	3,044
	家庭教育の支援に取り組む	1,401	1,383	- 18
	地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する	2,019	2,322	303
	児童虐待防止対策を推進する	75,324	76,409	1,085
	特に支援を必要とする家庭の子育て支援を推進する	358,827	180,897	- 177,930
	小児医療体制を充実する	18,127	17,477	- 650
	子どもの健康を支援する	2,034	5,371	3,337
	妊娠・出産の支援体制、周産期医療体制を充実する	172,859	174,129	1,270
	不妊治療への支援等に取り組む	0	0	0
	良質な住宅・居住環境の確保を図る	59	35	- 24
	子育てバリアフリーなどを推進する	15,675	13,771	- 1,904
	児童手当国庫負担金	431,266	337,083	- 94,183
	その他	59,388	57,646	- 1,742
小 計		1,470,181	1,222,906	- 247,275
そ の 他		87	70	- 17
総 計		1,757,302	1,516,393	- 240,909

- 注1：本予算は、「少子化社会対策大綱」（平成16年6月閣議決定）の重点課題別項目に従い整理している。
- 注2：「4. 子育ての新たな支え合いと連帯」の「その他」には次の経費を含んでいる。
 (1) 次世代育成支援対策交付金（34,568、33,956百万円）(2) 母子保健医療対策等総合支援事業（3,623、3,628百万円）(3) 児童虐待・DV対策等総合支援事業（1,775、1,783百万円）(4) 母子家庭等対策総合支援事業（1,868、1,884百万円）(5) 次世代育成支援対策施設整備交付金（16,704、14,000百万円）
- 注3：18年度予算では、三位一体改革により児童扶養手当のうち1,805億円、児童手当国庫負担金のうち1,578億円、計3,383億円を国の負担から地方自治体の負担に切り替えたことから、17年度予算よりも減額となっている。仮にこれらを入れた場合の18年度予算は、1,854,693百万円となる。

参
考